

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 51 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 2 月から同年 8 月までの期間を 9 万 2,000 円、同年 9 月から 51 年 1 月までの期間を 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から 51 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 5 月から A 社に勤務し、48 年 8 月に B 社が設立されたときに B 社に移籍し、51 年 1 月 31 日まで勤務していたのに申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

在籍証明書を所持しており、申立期間も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び B 社から提出された申立人に係る在籍証明書により、申立人が、申立期間において、B 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日の欄には、「50. 2. 1」と記載されているものの、当該被保険者原票には、昭和 50 年 9 月 1 日付けの標準報酬月額の改定が記録されている上、厚生年金保険進達記録欄には、「51. 3. 4」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人の資格喪失日について、日本年金機構 C ブロック本部 D 事務センターは、「申立人の被保険者原票に記載された記録を踏まえると、資格喪失日の表記を誤った可能性を否定できない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 51 年 2 月 1 日

に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B社に係る申立人の被保険者原票の記録から、昭和50年2月から同年8月までの期間を9万2,000円、同年9月から51年1月までの期間を10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を12万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月4日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月4日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月4日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 4 日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月4日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月4日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月31日から39年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月31日から39年8月1日まで

私は、昭和36年5月頃から39年7月頃までA社の店舗内で事業をしていたB社に勤務し、厚生年金保険には36年8月1日からA社の従業員と一緒に加入していた。

しかし、私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

申立期間において、一緒に勤務していた同僚の厚生年金保険の記録は確認できるのに、私の記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年1月31日から39年7月1日までの期間については、申立人は、「A社の店舗内で事業をしていたB社に勤務していた。」としているものの、B社は、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、申立人が記憶しているB社の事業主及び同僚と共に、36年8月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、B社に勤務していた者は、厚生年金保険への加入については、A社の従業員として取り扱われていたものと推認される。

また、前述の同僚は、申立人が、当該期間において、継続して勤務し、かつ、業務内容及び勤務形態に変更は無かった旨述べている上、当該同僚は、申立期間において、A社に係る被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和38年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から39年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年7月1日から同年8月1日までの期間については、前述の同僚の回答により、当該期間において、申立人がA社又はB社に勤務していたと考えられるものの、オンライン記録等により、A社は同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは同年8月1日であることが確認できることから、申立人は、当該期間において、いずれの事業所においても厚生年金保険の被保険者とはなれなかったものと考えられる。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 4 月 15 日まで
年金事務所の訪問調査により、私の A 社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低くなっていることが分かった。

当時は約 30 万円の給与を受け取っていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を申立期間当時の給与額に基づく金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 10 年 4 月 15 日）の直後の平成 10 年 4 月 22 日付けで、9 年 12 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円とされていることが確認できる。

また、申立人は、A 社において現場担当者として勤務していたとしており、元事業主は、「事業不振で厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続をした。よく覚えていないが、保険料の滞納があったかもしれない。当該月額変更に係る手続を行ったかどうかは、元妻に任せていたため分からない。」としていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 28 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年7月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事後訂正により38万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の34万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から20年6月1日まで

A社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低くなっているため、申立期間における標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、A 社から提出された申立人に係る給料台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、38 万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 6 月 1 日までの期間については、オンライン記録により、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、34 万円と記録されていたが、政府が当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の 22 年 7 月に 34 万円から 38 万円に訂正されていることが確認できるところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初、記録されていた標準報酬月額（34 万円）とされている。

しかしながら、前述の給料台帳により、申立人は、当該期間において、標準報酬月額 36 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社から提出された申立人の平成 18 年 9 月に行われた標準報酬月額の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、A 社は、申立人の同年 4 月から同年 6 月までの期間の各月の報酬月額を 34 万円として届出を行っていることが確認できる上、前述のとおり、政府が申立期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の 22 年 7 月に、19 年 9 月に行われるはずであった標準報酬月額の随時改定に係る届出を行っているほか、A 社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年3月30日）及び資格取得日（昭和44年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月1日まで
② 昭和44年3月30日から同年7月1日まで

私は、昭和44年1月から45年2月まで、A社に勤務していたが、年金事務所に対し、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、申立期間については被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中に職種は変わったが、途中で退職することは無く、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和44年3月1日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月30日に被保険者資格を喪失後、同年7月1日に当該事業所に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間②の被保険者記録が確認できない。

しかし、申立人が覚えている複数の同僚のうち、申立期間②において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「申立人は、途中で職種が変わったが、申立期間②においても継続して勤務していた。」としており、申立人と同日（昭和44年3月30日）に当該事業所に係る被保険者資格を喪失している者は、「私が退職した後も申立人は勤務してい

た。」としていることから、申立人は、申立期間②において、当該事業所に継続して勤務していたものと推認される。

また、A社に係る被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間②において、申立人と同様に当該事業所に係る被保険者資格を一旦喪失し、再度、同資格を取得している者は確認できない上、申立人及び同僚が、申立人の変更後の業務の前任者であったとする者についても当該事業所に係る被保険者記録（被保険者資格喪失日は、申立期間②中の昭和 44 年 5 月 21 日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る申立人の被保険者原票における昭和 44 年 3 月の記録から、1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの保険料（昭和 44 年 3 月の保険料については、同月得喪となることから既に納入告知が行われたものと考えられる。）について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が覚えている同僚で、かつ、申立人と同日の昭和 44 年 3 月 1 日付けでA社に係る被保険者資格を取得した者は、「私は申立人に誘われて入社したので、申立人は、私よりも先に入社していたことは間違いない。」としていることから、申立人は、少なくとも申立期間①の一部において、当該事業所に勤務していた可能性がうかがえるものの、その者に事情を聴取しても、申立人の入社時期までは承知しておらず、申立期間①及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が入社した時期を覚えている者はいないことから、申立人の入社時期を特定することはできなかった。

また、オンライン記録上、申立期間①を含む昭和 43 年 6 月 2 日から 44 年 2 月 28 日までの期間において、A社に係る被保険者資格を取得した者は確認できず、申立人が覚えている複数の同僚のうち、申立人が同じ時期

に勤務し始めたとする同僚の当該事業所に係る被保険者記録が確認できない上、前述の申立人より後に入社したとしている者は、申立人と同日付けで被保険者資格を取得していることから、当該事業所は、申立期間①当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなく、一定期間経過後にまとめて加入させていた可能性がある。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しているほか、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

私は、昭和46年11月3日に、A県B市で飲食店を開店したが、厚生年金保険の適用事業所とはならなかったため、従業員を含めて、それぞれが、国民健康保険と国民年金に加入していた。国民年金保険料は、漏れなく納付したというわけではないが、督促状が届くたび、B市役所で納付したと思う。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年10月頃にA県B市役所で国民健康保険の加入手続をし、それに伴い、国民年金の納付請求書も送付されてきた。」としているが、申立人はその当時に国民年金の加入手続をした記憶は無い上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と共に、昭和52年6月9日に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が記憶している国民年金保険料の納付書は、申立期間当時のA県B市における納付書と形状が異なっている上、申立人は、納付した国民年金保険料額についても覚えていない等、申立人の記憶は曖昧であるほか、申立期間において申立人が経営していた飲食店の元従業員に聴取しても、申立人の国民年金保険料の納付状況についての回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から14年3月までの期間及び同年10月から15年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年7月から14年3月まで
② 平成14年10月から15年2月まで

私は、昭和60年1月から現在までA社に勤務しているが、平成13年7月頃、事業所の事情により、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、B市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、毎月、農業協同組合で納付していたのに、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①は申請免除期間になっており、申立期間②は未納期間になっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している平成13年分の所得税確定申告書及びA社から提出された申立人に係る平成13年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書において、社会保険料控除欄に「国民健康保険料110,600円」と記載されているが、いずれの申告書にも国民年金保険料の記載は無いことから、平成13年において、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に係る同年8月から同年12月までの5か月分の国民健康保険料の納付額は11万600円であるとするB市の回答と一致している。

また、申立人に係る平成14年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書において、社会保険料控除欄に国民年金保険料79,800円の記載があるが、A社から提出された申立人に係る国民年金保

除料の領収証書（写し）によれば、平成14年4月から同年9月までの6か月分の国民年金保険料の合計額と一致している上、当該領収証書の納付期間はオンライン記録とも一致していることから、同年4月から同年9月までの期間の申立人の国民年金保険料が納付されことは確認できるものの、当該期間を除き、同年において、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、平成13年7月30日付けで、申立期間①に係る免除申請の記録が確認できるところ、B市役所の被保険者名簿の備考欄において、「13.7.1 厚年喪失」の記載の下に「申免あずかり」の記載があること、及び同被保険者名簿の検認記録において、同年7月の欄に「申免」のゴム印が押されており、オンライン記録と一致している。

申立期間②については、前述のとおり、平成14年において、申立期間②に係る保険料が納付された事実がうかがえないこと、及び申立人に係る平成15年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書において、国民年金保険料106,400円の記載があるが、同申告書に添付されたC社会保険事務所（当時）発行の「平成15年中に納付した国民年金保険料額（15年3月分から同年10月分までの8か月分の保険料納付額）」の金額と一致していることから、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に係る平成16年分及び17年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書において、申告された国民年金保険料の納付金額は、オンライン記録における平成16年及び17年の収納金額と一致していることから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を遡って納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金保険料は、毎月、農業協同組合で納付していた。」としているが、A社が保管している国民年金保険料の領収証書の領収印から、郵便局で納付していることが確認でき、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年5月から59年3月まで

私がA県内の大学の1年生で20歳になったとき、父親が実家のあるB県C町の役場で私の国民年金加入手続を行い、大学在学期間中の4年間の国民年金保険料も、父親がC町役場で納付した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については国民年金の未加入期間となっている。

平成8年頃にD市役所で基礎年金番号統合手続をした際、私が所持していた3冊の年金手帳のうち、2冊の年金手帳は一組に合冊され、残り1冊は返却させられたことを覚えている。

申立期間については国民年金に加入し、父親が保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の払出日等から、平成3年2月以降に払い出されたものと推認されるが、申立期間当時、申立人は、学生であり、国民年金の任意加入対象者となるため、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間当時、A県E市に住所を有していることから、申立人の父親が、B県C町において申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行うことはできない上、申立人

の父親に聴取しても、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人の父親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 46 年 8 月まで

私は、昭和 42 年 4 月頃から 46 年 8 月頃まで、A 社に技術職として勤務していたのに、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間において、A 社に社員として在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、「A 社の社員として B 県内の現場で勤務していた。」としているところ、雇用保険の加入記録により、事業所名は不明であるが、申立人が、申立期間を含む期間（昭和 40 年 2 月 5 日から 45 年 9 月 29 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 46 年 10 月 20 日までの期間）において、B 県内の事業所に勤務していたことが確認できる上、申立人を覚えている同僚の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が申立期間内に確認できることから、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたものと推認される。

しかし、A 社は、「厚生年金保険の手続は、当時から本社で一括して行っていたが、正社員と日給者の雇用形態があり、正社員のみを厚生年金保険に加入させていた。申立人が技術職であったのであれば、日給者として雇用しており、厚生年金保険には加入させていなかったものと思われる。」と回答している。

また、申立人が、申立期間当時、上司であったとする二人のうちの一について、申立期間において、A 社に係る被保険者記録は確認できない上、申立期間当時、A 社の事務担当者であったとする者、及び申立期間に

において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、「技術職の者は、現場責任者でなければ厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人が、申立期間において、同じ勤務形態でA社に勤務していたとする者からは事情を聴取することができず、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 8 月 20 日から 23 年 1 月 1 日まで
私が所持している船員手帳によると、申立期間を含む昭和 22 年 8 月 20 日から 23 年 8 月 15 日までの期間、A社（現在は、B社）が所有するC丸に乗船していたことが確認できるが、船員保険被保険者記録を見ると、申立期間に係る記録が確認できない上、23 年 1 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得したときの船舶所有者はD社となっていた。
どちらの会社で船員保険に加入していたかは分からないが、船員手帳に記載されている期間は、船員保険料を給料から控除されていたと思うし、申立期間において継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が、申立期間において、A社が所有するC丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、前述の船員手帳並びにA社に係る船員保険被保険者名簿及びA社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者の回答により、A社は、申立期間当時、C丸及びE丸を所有していたことは確認できるが、A社に係る船員保険被保険者名簿は、E丸に係る被保険者名簿となっており、C丸に係る被保険者名簿は確認できない。

また、E丸に係る船員保険被保険者名簿を見ても、申立期間を含む昭和 21 年 2 月から 22 年 12 月までの期間において船員保険被保険者となっている者はおらず、申立人、申立人から提出された船員手帳により確認できる船長及び申立人が姓のみを覚えていた同僚二人と同じ姓の者も確認できない。

なお、当該被保険者名簿において、昭和 23 年 1 月 1 日付けで船員保険被保険者資格を取得している者が、同資格を取得する前の A 社に係る厚生年金保険被保険者期間においても A 社が所有する船舶に乗っていた旨述べていることから、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

一方、申立人の船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和 23 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間において、D 社に係る船員保険被保険者となっていることから、申立期間及びその前後の期間について、D 社に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、既に確認されている記録以外に申立人の記録は確認できない上、申立人の船員手帳により確認できる船長及び申立人が姓のみを覚えていた同僚二人と同じ姓の者も確認できないほか、申立人の旧台帳により確認できる D 社に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、D 社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた二人は、自身の雇入れ日から約半年又は 1 年後に船員保険に加入した記録になっている旨述べていることから、申立期間当時、D 社は、必ずしも全ての船員を雇入れ時に合わせて船員保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

加えて、A 社及び D 社は、既に船員保険を適用されていない上、B 社は、「当時の資料は無く、事情が分かる者もない。」としており、D 社の事業主も所在不明であることから、両社の関係について確認することはできないほか、A 社又は D 社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年2月23日から同年4月26日まで
私が所持している船員手帳の乗船記録と年金記録を見比べると、申立期間に係る船員保険の記録が抜けていることが分かった。
申立期間においては、A社が所有するB丸に乗船していたことは間違いなく、船員保険料も給料から控除されていたと思うので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳を見ると、A社が所有するB丸の雇入年月日は昭和25年2月23日と記載されているものの、公認年月日欄には同年3月24日付けのC海運局D支局（当時）の印が押されていることから、申立人は、申立期間の全て又はその一部において、当該事業所が所有する当該船舶に乗船していたものと推認される。

しかし、A社E支社のB丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間を含む昭和24年10月から25年4月までの期間において確認できる被保険者数は、申立人及び申立期間において被保険者となっている二人が覚えているB丸の船員数よりも少ない上、申立人から提出された船員手帳に記載されている船長及び申立期間において被保険者となっている別の者が覚えているB丸の船員についても、申立期間に係る被保険者記録が確認できないことから、当該事業所は、申立期間において、必ずしもB丸に乗船する全ての船員を船員保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A社の事業を継承しているF社傘下のG社は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」と

回答している上、申立期間及びその前後の期間において、A社E支社のB丸に係る船員保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間に係る申立人の船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 2 月 2 日まで

私は、昭和 38 年 9 月から 39 年 10 月までは A 社の社員として B 社 C 工場に、44 年 4 月から 45 年 7 月までは D 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が覚えている同僚の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 38 年 12 月 26 日であることから、少なくともこの時点において、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はうかがえるものの、当該同僚は、申立人を明確に覚えていない上、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者がいないことから、申立人が入社した時期を特定できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において、当該事業所に係る被保険者資格を取得した者は二人確認できるが、当該二人は自身の入社時期と被保険者資格取得日は一致していないとしていることから、申立期間①において、当該事業所は必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、当該事業所の事業を継承した E 社は、「当時の書類は保管しておらず、

申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、F社（D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和41年*月*日にF社に名称変更している。）に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた7人（当時の事業主及び役員を含む。）のうち、4人が申立人を覚えていたものの、このうちの3人は申立人が勤務していた時期までは覚えていない上、残る1人（昭和44年9月3日に雇用保険の被保険者資格を取得）は、「私のF社への入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和44年10月1日）はおおむね一致している。申立人は、私が入社してから2、3か月後に入社したと思う。」としているところ、雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるものの、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致する雇用保険の被保険者記録（資格取得日は昭和45年2月2日、離職日は同年7月20日）が確認できる。

また、F社の元事業主は、「申立期間②当時、入社後3、4か月間程度の試用期間を設けていたかもしれない。試用期間においては厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」としているところ、昭和44年10月1日に当該事業所に係る被保険者資格を取得している二人（前述の証言者を含む。）の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より1か月程度前となっていることから、当該事業所は、申立期間②において、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

さらに、F社の元事業主は、「当時の資料は保管しておらず、申立てどおりの届出を行ったかどうか、また、申立期間②において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」としている上、申立期間②及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる前述の7人のうち、元事業主を除く6人に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から46年7月まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、年金事務所に対し、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、該当する記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間において、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、申立人が覚えている当該事業所の所在地及び事業主の氏名から、B社と考えられるところ、B社は、申立人が申立期間において在籍していたことを認めていることから、申立人は、申立期間において、B社に勤務していたものと認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、B社は、「B社は、設立当初から現在に至るまで、厚生年金保険の適用事業所であったことはなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」としている。

また、申立人が覚えている複数の同僚のうち、事情を聴取することができた一人は、「勤務期間までは覚えていないが、申立人を覚えている。自分自身もB社に勤務していた当時の厚生年金保険被保険者記録が無いが、当時の給与明細書を持っておらず、保険料が控除されていたかどうかについても覚えていない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 18 日から 32 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に学校を卒業した頃、A社が所有するB丸の船長に雇い入れられて当該船舶に乗り、32 年 5 月 1 日に別の会社の船に乗換えたが、申立期間に係る船員保険の記録が確認できないことに納得できない。

船員手帳は紛失したが、乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び年金事務所の回答によると、申立人が雇い入れられたとするA社は、船員保険の適用事業所として確認できないが、申立人がB丸に乗船していたとする3人については、C社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時の船員保険被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者名簿のうち、申立期間以前に作成された被保険者名簿に当該船舶の名称が確認できる上、C社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、「B丸の船舶所有者はC社であった。」としていることから、当該被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

また、申立人は、前述のとおり、B丸を所有していたものと推認されるC社に係る被保険者記録が確認できる3人の同僚を覚えていることから、B丸に乗船していたことは推認できるものの、申立人が自身を雇い入れたとする船長の妻は、「夫の船員手帳によると、B丸に係る雇入れ日は、昭和 31 年 4 月 24 日となっている。」としている上、制度上、船員手帳は交付を受けたときから 10 年間有効とされているところ、申立人の2冊目の

船員手帳の交付日は昭和 41 年 9 月 2 日となっていることから、少なくとも申立期間の当初においては、申立人が B 丸に乗船して、実際に勤務していたわけではなかった可能性がある。

さらに、複数の同僚が、C 社は船舶を 2 隻所有しており、1 隻の乗組員が 4 人程度であった旨述べていることから、C 社では最低 8 人の船員が必要であったと考えられるところ、C 社に係る船員保険被保険者名簿により、昭和 25 年 3 月から 35 年 12 月までの期間の被保険者数を見ると、2 人から 11 人までの間で推移しており、ある時期にまとめて船員を船員保険に加入させ、被保険者が徐々に減少した後、改めてまとめて加入させている傾向がうかがわれるが、C 社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた 2 人は、船員手帳の雇入れ日と資格取得日は一致していないとすることから、C 社は、必ずしも全ての船員を雇入れ後すぐに船員保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

加えて、申立人が B 丸と一緒に乗船していたとする 3 人は既に死亡等により事情を聴取できない上、C 社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員は死亡又は所在不明であるほか、申立期間及びその前後の期間において、C 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立期間の一部において B 丸に乗船していたとする者を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで

私の A 社（現在は、B 社）に係る厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が前年度より下がっていることが分かった。毎年、定期昇給していたのに、標準報酬月額が前年度より下がることは常識的に考えられないので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る昭和 52 年度から 60 年度までの基本給額が記録されている資料によると、基本給額は毎年上昇していることが確認できるものの、各年度の基本給額は、当該年度におけるオンライン記録上の標準報酬月額よりも数万円程度低い額となっていることから、A 社は、非固定的賃金を含めて社会保険事務所（当時）に報酬月額の届出を行っていたものと推認される。

また、B 社から提出された資料により、申立期間当時、申立人と同じ役職であったことが確認できる 5 人（申立人と同じ部門に所属していた者を含む。）の申立期間及びその前後の期間に係る標準報酬月額の推移を見ると、時期は異なるものの、全員について、標準報酬月額が前年度よりも下がった記録が確認できる。

さらに、B 社が加入している C 健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者記録の資料及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、当

該被保険者名簿及びオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額についての回答が得られなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から8年10月21日まで
社会保険事務所(当時)の調査により、私のA社に係る厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準報酬月額が、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後に遡及して減額処理されていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額を遡及して減額処理される前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成8年10月21日)の後の平成8年10月25日付けで、申立人の7年12月から8年9月までの標準報酬月額が59万円(健康保険の標準報酬月額は71万円)から9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本及び申立人の主張によると、申立人は、申立期間を含め遡及減額処理された平成8年10月25日の時点において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料は銀行引き落としにより納付しており、少なくとも平成8年7月頃までの保険料は納付したと思う。」としているが、申立人から提出されたA社に係る当座勘定照合表によると、平成8年7月1日に同年5月分と考えられる社会保険料の振替が行われて以降、口座からの保険料の振替は確認できない。

さらに、申立人は、「資格喪失後に標準報酬月額の変更ができることは知らなかったし、私には考えつかないことだ。」としているものの、申立

人自身が社会保険の事務担当者でもあったとしている上、「平成8年10月頃、社会保険事務所から呼び出しを受け、担当職員から滞納保険料を解消するためには、標準報酬月額を減額処理すればよいと言われた。当該職員が作成した標準報酬月額の減額処理に係る書類にサインしたかもしれない。」としていることから、申立人が自らの標準報酬月額の減額処理について関与していなかったとは認め難いほか、申立期間に係る申立人の標準報酬月額の減額処理によって生じる保険料の差額は、A社に係る平成8年6月から同年9月までの保険料の合計額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であり、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。